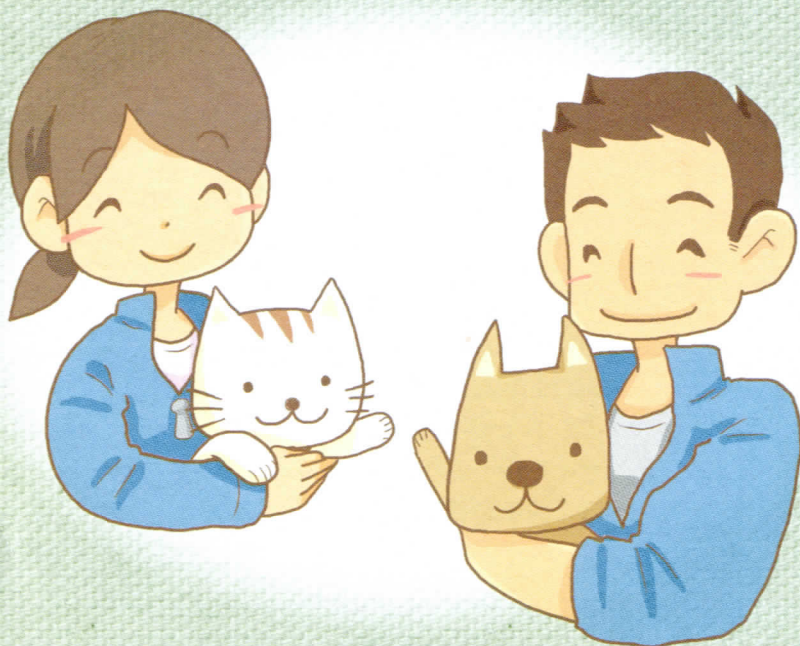


動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

〈動物取扱業者編〉



- 第一種動物取扱業者の義務
- 犬猫等販売業者の義務
- 犬猫等健康安全計画
- 第二種動物取扱業の届出

Pick UP 幼齢動物の販売規制

Pick UP 現物確認・対面説明の義務化

人と動物の共生する 社会の実現に向けて

近年、動物は、飼い主の生活に潤いと喜びを
与えてくれる存在となっています。

一方で、動物に対する虐待行為や、動物取扱業者や飼い主による
不適正な取扱いにより、動物が苦しんだりする問題や、
鳴き声や臭いなどによって周辺に迷惑をかけてしまう問題が
依然として数多く生じています。

このような状況を受け、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する
法律の一部を改正する法律(改正動物愛護管理法)が公布され、
平成25年9月1日より施行されます。

改正動物愛護管理法は、終生飼養の徹底と、動物取扱業者による
適正な取扱いの更なる推進等を目的としており、
動物取扱業者に係る規制も強化されました。
一般の人々が、動物とのきっかけをもつ入口としての役割も担っている
動物取扱業者の皆さんにおかれましては、
この改正動物愛護管理法を遵守し、
人と動物の共生する社会の実現に
御協力いただけますようお願い申し上げます。



改正動物愛護管理法の 主なポイント

● 終生飼養の徹底

- ▶ 動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）が明記されました。
- ▶ 動物取扱業者の責務に、販売が困難になった動物の終生飼養を確保することが明記されました。
- ▶ 都道府県等は、終生飼養に反する理由による引取り（動物取扱業者からの引取り、繰り返しでの引取り、老齢や病気を理由とした引取り等）を拒否できるようになりました。

● 動物取扱業者による適正な取扱いの推進

- ▶ これまでの「動物取扱業」は「第一種動物取扱業」という名称に変更されました。
- ▶ 犬及び猫を販売する第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者）は、犬猫等健康安全計画の策定、個体ごとの帳簿の作成・管理、毎年1回の所有状況報告が義務付けられました。
- ▶ 第一種動物取扱業者（哺乳類、鳥類、爬虫類の販売を業として営む者）は、販売に際してあらかじめ、購入者に対して現物確認・対面説明をすることが義務付けられました。
- ▶ 幼齢の犬猫の販売制限が設けられました。
- ▶ 飼養施設を有し、一定数以上の動物を非営利で取扱う場合（譲渡・展示等）には、第二種動物取扱業として届出が義務付けられました。

● その他

- ▶ 罰則が強化されました。

第一種動物取扱業者の義務

改正動物愛護管理法により、これまでの「動物取扱業者」は、「第一種動物取扱業者」に名称が変更になりました。

それ以外に、改正法において、以下の事項が新たに求められます。

① 感染性の疾病の予防

飼養する動物間あるいは、その他の動物に感染性の疾病がまん延しないよう、日常的な健康状態の確認、獣医師による診察、ワクチン等の接種を求めるものです。動物特有の感染性の疾病のほか、鳥インフルエンザなど人畜共通感染症についての対応も必要です。

② 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等

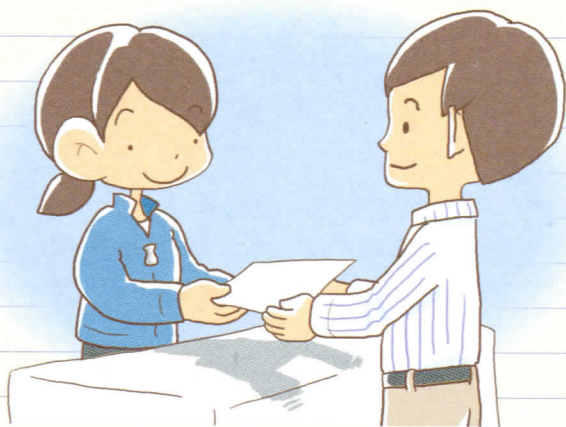
廃業する場合等において、動物の行き先が困らないよう、あらかじめ、譲渡先等について検討することが必要です。

③ 販売に際しての情報提供

動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を販売する場合には、あらかじめ、動物を購入しようとする者に対して、その動物の現状を直接見せると共に、その動物の特徴や適切な飼養方法等について対面で文書(電磁的記録を含む)を用いて説明することが必要です。(例えばインターネット上のみで売買契約を成立させることは禁止されます。)なお、第一種動物取扱業者を相手方とする取引については、従来どおり、その動物の特徴等について説明をすることで売買が可能です。

犬猫等販売業者

- ❶ 第一種動物取扱業者のうち、犬及び猫の販売をする者(犬猫等販売業者)は、第一種動物取扱業の登録にあたり、①犬及び猫の繁殖を行うかどうか、②犬猫等健康安全計画の提出が義務付けられます。
※既に動物取扱業の登録を受けている方は、登録している都道府県等に、①、②について平成25年11月30日までに届け出る必要があります。
- ❷ 犬猫等販売業者は、飼養する犬及び猫の飼養状況について、帳簿に記載し、保存すること。毎年1回、飼養状況について登録している都道府県等に報告することが義務付けられます。
- ❸ 生後56日(平成28年8月31日までは45日、それ以降別に法律に定めるまでの間は49日)を経過しない犬及び猫の販売又は販売のための引渡し・展示は禁止されます。
- ❹ 獣医師との連携、販売することが困難になった犬及び猫の終生飼養の確保が義務付けられます。



犬猫等販売業者の義務

① 犬猫等健康安全計画の遵守

登録時に策定した犬猫等健康安全計画については、その遵守が求められます。

② 獣医師との連携の確保

幼齢の犬猫や繁殖の用に供する目的で飼養する犬猫の健康及び安全を確保するため、かかりつけの獣医師をもち、定期的にその診察を受ける等、獣医師との連携が求められます。

③ 終生飼養の確保

販売の用に供することが困難になった犬及び猫について、譲渡等により、その終生飼養を確保することが求められます。

④ 販売制限

生後56日(平成28年8月31日までは45日、それ以降法に定める日までの間は49日)を経過しない犬及び猫の販売並びに販売のための展示・引渡しは禁止されます。

⑤ 帳簿の作成

飼養する犬及び猫の個体ごとに、①品種等、②繁殖者名等、③生年月日、④所有日、⑤購入先、⑥販売日、⑦販売先、⑧販売先が法令に違反していないことの確認状況、⑨販売担当者名、⑩対面説明等の実施状況等、⑪死亡した場合には死亡日及び死亡原因について帳簿に記載し、5年間保存することが義務付けられます。

⑥ 所有状況の報告

毎年度、5月30日までに、登録を受けた都道府県等に対し、前年度の①年度当初の犬猫の所有数、②月毎に新たに所有した犬猫の所有数、③月毎に販売等した又は死亡した犬猫の数、④年度末の犬猫の所有数を届け出ることが必要です。

犬猫等健康安全計画

犬及び猫の販売に関しては、慎重な取扱いが求められる幼齢期における販売が多いこと、一部で劣悪な環境における過剰頻度での繁殖が見られること、販売が困難になった際の取扱いが不明確であること等の問題が指摘されてきたところです。

このような問題を解消し、適正な取扱いを確保するため、犬猫等販売業者に対し、犬猫等健康安全計画の策定が義務付けられました。

犬猫等健康安全計画は、都道府県等に対し、登録手続の際に提出する必要があります(平成25年9月1日現在で動物取扱業の登録を受けている人は、同年11月30日までに、計画を提出する必要があります。)

犬猫等健康安全計画には以下の事項を記載する必要があります。

① 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

- ▶ 幼齢期の犬猫や繁殖の用に供する目的で飼養する犬猫の管理体制・健康状況の確認体制等(確認の頻度、健康状態の記録方法等)
- ▶ 獣医師等との連携状況(かかりつけの獣医師名等)



② 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

- ▶ 仕入れ方法等需給調整の方法
- ▶ 販売が困難になったあるいは繁殖に適さなくなった犬及び猫の取扱い(具体的な譲渡先や、愛護団体等との連携等)



③ 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養・保管・繁殖・展示方法

- ▶ 生後56日(平成28年8月31日までは45日、それ以降別に法律に定めるまでの間は49日)を経過しない時点での取扱い方法
- ▶ 飼養施設の管理方法
- ▶ ワクチン接種やマイクロチップ装着の実施方法
- ▶ 具体的な繁殖回数や幼齢・高齢期の繁殖制限
- ▶ 繁殖に係る獣医師立会いや健康診断等(繁殖を行う場合)
- ▶ 幼齢の犬猫に配慮した展示方法等(展示を行う場合)



幼齢動物の販売規制

幼齢の動物、特に犬及び猫を生後早い段階で親兄弟から引き離してしまうと、吠え癖やかみ癖などが生じやすくなります。

このような犬や猫が増えると、飼い主による飼養が困難になり、都道府県への引取り依頼や遺棄が増加する原因にもなります。

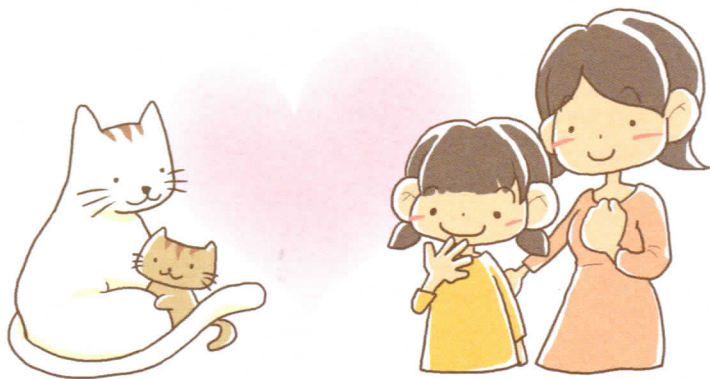
そのため、一定期間親兄弟等と一緒に飼養し、販売等をしないようにすることが必要です。

改正動物愛護管理法では、生後56日を経過しない犬及び猫の販売、販売のための引渡し・展示が禁止されました。

ただし、制度を円滑に施行し、全ての犬猫等販売業者に遵守していただくため、改正動物愛護管理法の施行時(平成25年9月1日)から3年間は、生後45日を経過しない犬及び猫の販売等が禁止されます。

また、早期の親等からの引き離しが問題であるものの、昨今の飼養環境の変化や扱われる品種の変化を踏まえ、どの程度の日数が最低限必要であるかは、十分解明されていない部分があります。一方、規制の遵守のためには生年月日の証明等、販売規制の担保措置についても充実させる必要があります。

そのため、国では、今後、親等から引き離す理想的な時期について調査・検証し、マイクロチップの活用等担保措置の検討を行い、それに基づき、日数が定められることになります。



現物確認・対面説明の義務化

近年は、インターネット上での動物の取引が増加しています。しかしながら、一般の商品とは異なり、動物はその個体ごとに特徴・癖等の個性があり、場合によっては過去にけがをしていたり、病気に罹患している場合もあります。

こういった状況については、インターネット上の画像、説明等では判別がしがたい場合も多く、ペットが自宅に届いて初めて気付く場合も多く見られます。

また、今回の改正動物愛護管理法に明記されたように、動物は、購入した者が最後まで適切に飼養する責任があり、それを果たすための準備と覚悟が必要です。

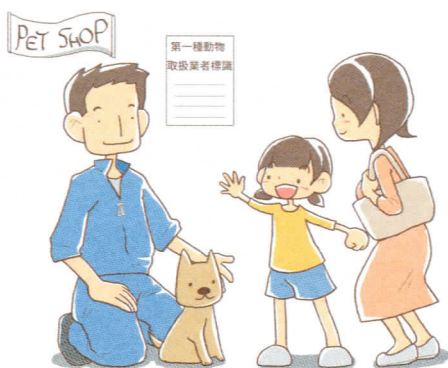
確かに、インターネット上での売買は、遠隔地にある様々な動物を購入することが可能な便利な手法ですが、販売業者・購入者の双方が以上のことを確実に担保するためには十分ではありません。

この様なことを原因として、インターネット上のみでの動物の売買については、購入者等から様々なトラブルが指摘されています(平成24年2月 国民生活センター ペットのインターネット取引にみるトラブル)

そのため、改正動物愛護管理法では、第一種動物取扱業者が動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を販売する場合には、その動物を購入しようとする者に対し、あらかじめ、販売する動物の現在の状況を直接見せるとともに、対面によりその飼養方法、生年月日等適正飼養のために必要な情報を提供することが義務付けられました。

現物をしっかり確認すること、適正飼養のために必要な情報の説明を対面で受ける必要性については、動物ごとに差がないことから、哺乳類・鳥類・爬虫類全ての動物が規制対象になっています。

なお、広告等のためにインターネットを活用することや、あらかじめ、現物確認・対面説明を済ませた後、インターネット上で売買契約を行うことは可能です。

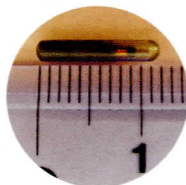


マイクロチップによる個体識別

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、犬や猫などの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップ等の装着を行うべき旨が定められています。また、国は販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向け、研究開発の推進や、その成果の普及、装着に関する啓発などの施策を講じることとされています。

マイクロチップは、装着しただけでは飼い主の情報はわかりません。装着して販売する場合には、顧客に対し、必ず飼い主情報の登録また、登録情報を変更する場合は更新を行うよう周知して下さい。

犬や猫を海外から日本に持ち込む場合には、マイクロチップなどで確実に個体識別をしておく必要があります。また、海外に連れて行くときには、マイクロチップが装着されていないと持ち込めない国があります。



犬及び猫の夜間展示の禁止

- ▶ 平成24年6月1日から、販売業者、貸出業者及び展示業者による犬及び猫の午後8時から午前8時までの展示が禁止されました。
- ▶ 犬又は猫を顧客と接触させたり、譲り渡したり、引き渡す行為も禁止されます。
- ▶ 午後8時を過ぎて、店舗内で他の商品の販売を行う等店を開けている場合は、犬又は猫をバックヤードに移す、店舗内の飼養施設等をついたて、カーテン等で隠すなどして顧客から見えないようにしてください。
- ▶ 顧客が飼養施設に立ち入ったり、カーテン等をめくらないように表示するなどの措置をとってください。
- ▶ 成猫(生後1年以上の猫)が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示する場合は、平成26年5月31日までの間、午後8時から午後10時の間は展示規制の対象外となります。
- ▶ 日中でも長時間連続して犬及び猫の展示を行う場合は、その途中で展示を行わない時間を設けてください。

第二種動物取扱業の届出

改正動物愛護管理法により、新たに「第二種動物取扱業」が設けられました。これは、営利性を有しない、動物の一定規模の取扱いについても、不適正飼養が見られることから、都道府県等はその状況について把握し、指導等を行うことが必要として、設けられたものです。

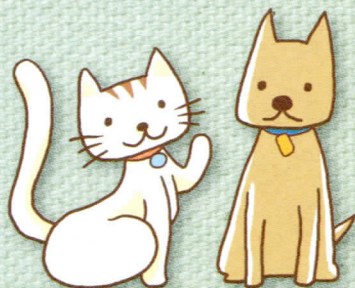
非営利の活動であっても、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱い(譲渡・展示・訓練等)をする者は、あらかじめ、飼養施設の所在する都道府県等への届出が必要になります。

※動物愛護団体の動物シェルター、公園等での非営利の展示などが対象になります。

なお、少頭数ごとに、個人の家庭で飼養を行っている場合については、届出の対象にはなりません。

また「一定頭数以上」とは、馬・牛・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類及び特定動物については3頭以上、犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類については10頭以上、それ以外の動物については50頭以上飼養することを予定している場合が対象になります。

第二種動物取扱業者は、飼養する動物の適正な飼養を確保するため、飼養施設に必要な設備を設けると共に、逸走の防止、清潔な飼養環境の確保、騒音等の防止等が義務付けられ、不適切な場合は、都道府県等からの勧告・命令の対象になります。



発行日：2013年8月

発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎5号館
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

制作：株式会社オーエムシー

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-34-1 新宿御苑前アネックスビル8階